

大通達甲（生）第13号
令和2年5月28日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察における非常通報装置の設置及び運用要領の制定について（通達）
金融機関等に設置された非常通報装置の適正かつ効果的な運用を図るため、別添のとおり「大分県警察における非常通報装置の設置及び運用要領」を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

（地域課通信指令企画係）

別添

大分県警察における非常通報装置の設置及び運用要領

第1 趣旨

この要領は、非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより生活安全部地域課通信指令センター（以下「指令センター」という。）に送信するための装置をいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な運用を図るため、その設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている次の施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、指令センターにおける受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

(1) 金融機関等

銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、信託会社、証券会社、保険会社等

(2) 国又は地方公共団体が設置する施設その他の公共的施設

学校、病院、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、鉄道会社、電話会社、道路公団、交番、駐在所等

(3) 重要防護対象施設

警衛対象者及び警護対象者の官邸、公邸及び私邸、核物質、銃砲、火薬類等の取扱施設等

(4) その他の施設

前記(1)から(3)までに掲げる施設に準じた取扱いが必要と警察本部長（以下「本部長」という。）が認める施設

第3 非常通報装置の要件

非常通報装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報する装置でないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 指令センターにおいて、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができる装置であること。
- (4) 指令センターにおいて、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができる装置であること。
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

第4 非常通報装置の設置に係る手続

1 設置の承認申請

- (1) 生活安全部地域課通信指令センター所長（以下「指令センター所長」という。）は、非常通報装置の設置を希望する者から、非常通報装置の設置の承認申請の申出があったときは、あらかじめ十分な時間的余裕を持って、承認申請に必要な書面（以下「申請書面」という。）を提出して申請させるものとする。この場合において、申請書面は、指令センター所長を経由して本部長に提出させるものとする。
- (2) 非常通報装置の設置を希望する者が、申請書面を、非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する警察署の署長（以下「管轄警察署長」という。）に提出したときは、管轄警察署長はこれを受理し、内容を確認した上で、速やかに指令センター所長を経由して本部長に送付するものとする。

2 設置の承認及び条件の付与

- (1) 本部長は、前記1の規定による申請を受けたときは、申請に係る設置施設が前記第2に規定する施設に該当し、かつ、申請に係る非常通報装置が前記第3に規定する要件を満たすことを確認した上で非常通報装置の設置を承認し、その旨を当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- (2) 前記(1)の承認に当たっては、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うものとする条件（以下「使用条件」という。）のほか、必要に応じて非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付すものとする。

3 設置の不承認の決定及び通知

本部長は、前記1の規定による申請について、申請に係る設置施設が前記第2に規定する施設に該当せず、又は申請に係る非常通報装置が前記第3に規定する要件を満たさないと認める場合は、非常通報装置の設置を承認しないものとし、その旨を申請者に通知するものとする。

第5 非常通報装置の運用開始の手続

1 運用開始前の実地調査等の実施

本部長は、申請者が非常通報装置を設置したときは、管轄警察署長に、申請者又は非常通報装置の設置工事の施工を行った者の立会いの下、設置施設の実地調査、設置施設の職員に対する使用条件等の指導及び開通試験を実施させるものとする。

2 運用開始の決定通知

本部長は、前記1の実地調査等の結果、非常通報装置の運用に支障がないと認める場合は、非常通報装置を設置した者（以下「設置者」という。）に対して、運用開始の決定を通知するものとする。

第6 非常通報装置の運用に係る指導

本部長は、設置者及び運用責任者（設置施設における非常通報装置の運用に関する責任者として設置者が指定した者をいう。以下同じ。）に対して、次に掲げる事項につい

て指導を行うものとする。

- (1) 非常通報装置による通報を適切に行い、誤報及び使用条件に合致しない使用事案（以下「誤報等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。
- (2) 非常通報装置の構造等について十分な知識を有する者の保守点検を定期的を受け、その結果を記載した書面を保管すること。
- (3) 誤報等が発生した場合は、その原因を究明し、誤報等の再発防止について必要な措置を講ずること。
- (4) 非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯・安全確保に関して、本部長が行う指導に従うこと。

第7 非常通報装置の設置場所等の変更等に係る手続

1 非常通報装置の設置場所等の変更

- (1) 前記第4及び第5の規定は、庁舎の移転、改修等により、非常通報装置の設置場所を変更しようとする場合の手続について準用する。
- (2) 指令センター所長は、設置者から非常通報装置の、接続・連絡電話番号、音声若しくはデータ内容の変更、修理又は更新の申出があったときは、変更に必要な書面を指令センター所長を経由して本部長に届け出させ、開通試験を実施させるものとする。

なお、設置者の変更等に必要な書面を管轄警察署長に届け出たときは、管轄警察署長はこれを受理し、内容を確認した上で、速やかに指令センター所長を経由して本部長に送付するものとする。

- (3) 前記(2)の規定は、設置者から前記(1)及び(2)に掲げる承認事項の変更以外の変更の申出があった場合の手続について準用する。この場合においては、開通試験は行わないものとする。

2 非常通報装置の廃止等

- (1) 前記1(2)の規定（開通試験の実施に係る規定を除く。）は、非常通報装置を廃止しようとする場合の手続について準用する。
- (2) 本部長は、設置者又は運用責任者が、非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯・安全確保に関して、本部長の指導に従わない場合は、設置者に対して非常通報装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は、非常通報装置による通報には対応できない旨通知するものとする。

第8 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

- (1) 指令センター所長及び管轄警察署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用並びに防犯・安全確保に関して、本部長の指導に従うよう、本要領に定める手続について、あらかじめ十分に説明すること。
- (2) 指令センター所長は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているか等、非常通報装置の設置状況を定期的を確認するとともに、非常通報装置による通報に、設置施設の所在地を管轄する警察署が迅速かつ的確に対応することが

できる体制になっているか等についても検証すること。

- (3) 指令センター所長は、非常通報装置による通報、誤報等の件数等、その運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証すること。
- (4) 管轄警察署長は、指令センター所長と連携し、非常通報装置の設置施設における防犯訓練を積極的かつ効果的に実施すること。

第9 経過措置

従前の非常通報装置及びこれに相当する装置は、この要領の非常通報装置として取り扱うものとし、従前の取扱いを変更する必要がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第10 雑則

この要領に定めるもののほか、非常通報装置の運用等に関し必要な細部事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。